

令和4年度施行

業務設計書(公示用)

業務名：特別緑地保全地区等総合維持管理業務(その1)

令和3年11月 単価適用

建設局 みどりの推進部 みどりの管理課

業務名： 特別緑地保全地区等総合維持管理業務(その1)

業務委託費 円

業務価格 円

消費税等相当額 円

業務の説明

1. 業務の場所

- ・ 市内 中央、豊平、厚別、清田区内の特別緑地保全地区及び都市環境林
特別緑地保全地区13箇所、都市環境林7箇所、その他2箇所（別紙一覧参照）

2. 業務の概要

- ・ 特別緑地保全地区維持管理(13箇所) ー 巡視・清掃一式、草刈一式
- ・ 都市環境林維持管理他(9箇所) ー 巡視・清掃一式、草刈一式
- ・ 共通維持管理 ー 樹木管理一式、施設管理一式、
鳥獣対応一式、廃棄物処理一式、安全費一式

3. 業務の期間

- ・ 令和4年4月1日より令和5年3月31日まで

4. 仕様書等

■ 仕様書について

- ・ 当該業務施行に当たって使用する仕様書は下記を基本とする。
 - ☐ 札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務仕様書
 - ☐ 特別緑地保全地区等総合維持管理業務(その1)特記仕様書
 - ☐ 札幌市土木工事共通仕様書

■ 内訳書の表記について

- ・ 内訳書の表記については、下記のとおり読み替えをおこなうこととする。
 - ☐ 工事区分 → 業務区分
 - ☐ 直接工事費 → 直接業務費
 - ☐ 純工事費 → 純業務費
 - ☐ 工事原価 → 業務原価
 - ☐ 工事価格 → 業務価格
 - ☐ 工事費計 → 業務委託料

■ 契約金額の支払について

- ・ 本業務における支払いは、下記のとおり第1期～4期の4回払いとする。

□第1期：	令和4年4月1日	～ 令和4年5月31日	5%
□第2期：	令和4年6月1日	～ 令和4年8月31日	30%
□第3期：	令和4年9月1日	～ 令和4年11月30日	40%
□第4期：	令和4年12月1日	～ 令和5年3月31日	25%

■ その他

- ・ 本業務地における境界及び施設等の詳細情報については、別途配布する記憶媒体（DVD等）によるものとし、現地調査等により記載内容に誤りや変更等が発見された場合には、担当職員に報告すること。

特別緑地保全地区等総合維持管理業務(その1) 特記仕様書

本特記仕様書は、令和4年度「特別緑地保全地区等総合維持管理業務(その1)」に適用する。札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務仕様書(以下「共通仕様書」という。)と重複する内容については、本特記仕様書が優先する。なお、共通仕様書における施設管理ー公園編及び街路樹編、図面、別紙については、本業務において使用しない。

1 業務履行場所

- (1) 業務履行場所は、都市環境林等(都市環境林及び特別緑地保全地区、市民の森、自然歩道など)である。
- (2) 業務履行場所の詳細については、位置図及び別添する業務履行場所一覧(別表1)に示すとおりとする。ただし、台風災害などの緊急時やヒグマ対応などのため、担当職員より特別に指示があった場合はこの限りではない。(所管施設一覧は別表0のとおり)
- (3) 都市環境林等は、公道と接していない場合が多く、一般的な公園等とは異なり、高所作業車が使用できない箇所が多いことから、小型ウィンチ及びワイヤー等を用いた樹木伐採や掛かり木処理、木登り器(昇降器具類)などを用いた剪定作業等といった特殊作業を要することに十分留意すること。

2 共通仕様書の読替え及び追記等

当該業務において、共通仕様書の規定に係る読替えは、次の表のとおりとする。(共通仕様書全般)

共通仕様書の規定	読替えられる字句	読替える字句
全般 ※但し、共通仕様書の名称以外が対象	公園	都市環境林等
	公園・緑地内及び街路樹	
	公園及び緑地	
	公園及び緑地等	
一般-12. 交通規制	一定期間、	林内散策者については、原則的にその通行を優先して確保しなければならない、利用者の安全確保のため、止むを得ず制限や規制などをしなければならない場合は、入口などに看板を設置するなどの利用者に対する周知を図ること。また、一定期間、
一般-13. 交通安全施設	作業上、	通行危険箇所がある場合は、立入禁止の表示、保安柵(ガードロープ、バリケード、柵等)等の安全施設を適宜設置するとともに、必要に応じて誘導員を配置して危険防止に努めなければならない。また、作業上、
一般-14. 諸法規の遵守	廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の	森林法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、文化財保護法等の
管理-5. 業務報告-(1)	業務週報(様式 22)は原則	業務月報には、担当職員からの連絡

	として、前週の月曜日から日曜日までの作業日、作業箇所、作業内容、今週の作業予定、並びに担当職員からの連絡（指示）を記載のうえ、原則として毎週月曜日に担当職員に提出すること。	（指示）についても記載すること。
管理-5. 業務報告-（2）	業務週報の他、下記の報告書についても提出すること。 【毎週提出するもの】 ○遊水路管理業務報告…監視員が常駐の場合。塩素濃度測定報告を含む。○冒険広場管理業務報告…監視員が常駐の場合。○ゲート開閉業務報告【毎回提出するもの】○巡視点検報告…必要に応じ写真を添付する。	削除
管理-5. 業務報告-（3）	各月の月末には、維持管理報告書（様式 23）として、当月の作業内容の総括表を作成し別に示す様式（様式 24、25）により提出すること。	各月の月末には、維持管理報告書（様式 23）として、業務月報（特記様式 1）及び巡視記録票（特記様式 2）、業務指示・協議書（特記様式 3）、対応報告書（特記様式 4）、作業等の写真とともに、当月及び累計の作業内容をまとめた維持管理総括表（特記様式 5）を作成し、提出すること。

3 一般事項

- （１）本年度の作業内容は別添する数量調書のとおりであるが、危険木処理など、その都度指示する作業については、作業内容と作業箇所が多岐にわたることが想定されるため、内容、実施箇所、実施日等について担当職員と協議のうえ、その数量を把握すること。
- （２）内訳書及び数量調書に記載される当初設計内容についても、数量の把握を確実なものとする。
- （３）各月の業務報告にあたっては、維持管理報告書（様式23）として、業務月報（特記様式 1）及び巡視記録票（特記様式 2）、業務指示・協議書（特記様式 3）、対応報告書（特記様式 4）、維持管理総括表（特記様式 5）を提出すること。また、提出にあたっては、参考図面を添付するなど見やすく工夫をし、作業写真や各種報告書などの必要書類を併せて、現場代理人が担当職員に速やかに提出すること。なお、写真については、写真管理基準（別紙）に基づき撮影・整理するものとする。
- （４）現場代理人は、業務区域と業務内容の全てを掌握するものとし、緊急事態に対処できるようにしておくこと。また、業務履行に際しては、担当職員と連絡を密にとり、協議のうえで作業を実施すること。
- （５）業務履行にあたり、市民と接するときには誠意ある対応を行うとともに、意見や要望等が寄せられた場合には、要望者の連絡先や内容などの聞き取りを行うなどして、速やかに担当職

員へ報告すること。

- (6) 業務履行場所は、ヒグマの出没・生息区域が含まれていることから、クマ除け鈴や、クマ撃退スプレー等の携帯、早朝や日没時の作業を避ける等の対策を図ること。また、マムシやハチ、ダニ、ウルシなどの危険な動植物等への対策も図ること。
- (7) 次年度に引き継ぐ必要のある未解決の市民要望や維持管理上の要注意箇所、継続課題等については、既に各種報告書にて報告済みであっても、再度、情報を集約したうえで、業務完了時に書面にて報告すること（様式は任意とし、箇条書きで構わない）。
- (8) 当課所管の管理施設には、天然記念物（大正10年3月3日指定、北海道森林管理局石狩森林管理署所有）に指定された「円山原始林」及び「藻岩原始林」内に設置された自然歩道が含まれているため、指定区域内で作業を行う場合は、以下のことに注意するとともに、担当職員と十分な協議を行ったうえで実施すること。
 - ① 天然記念物指定区域内における作業は、作業前の許可申請及び作業後の天然記念物内作業報告（特記様式6）の提出が必要で、かつ指定区域内のうち自然歩道（W=1.5m）以外の部分については立入も禁止されているので、十分に注意すること。なお、緊急対応の場合は、この限りではないため、担当職員によく確認すること。
 - ② 天然記念物指定区域内の主な作業（倒木処理・草刈）の実施に当たっては、「自然歩道等における主な散策路管理作業イメージ図（特記参考1）」を参考とすること。
- (9) 4～6月にかけては天然記念物であるクマゲラの営巣シーズンであることから、営巣が確認される場合、伐採剪定等の作業は行わないこと。また、営巣が確認されない場合であっても、恒常的な生息域である藻岩山周辺などで作業を行う際は、事前に作業内容の掲示を行い、情報収集に努めたうえで実施すること。

4 業務内容

(1) 巡視・清掃

1) 巡視・清掃全般

- ・巡視・清掃日程については、担当職員と協議のうえ決定すること。また、気象条件等のやむを得ない事情により変更が生じた場合は速やかに業務指示・協議書（特記様式3）にて協議し、翌月に振り替える等の措置をとり、規定の巡視回数を満たすこと。
- ・巡視・清掃中は必ず本市の指定する腕章等を着用すること。
- ・巡視・清掃対象場所については、別添する数量調書（別表2）のとおりとし、実施範囲は別添する作業平面図（別図1）を参照のこと。
- ・巡視方法については、危険箇所の有無等のチェックを主に、以下の10項目を主体として行い、その内容を巡視記録票（特記様式2）に記入し、提出すること。急を要すると判断される場合など、必要に応じて、その都度担当職員に速やかに報告し、指示を仰ぐこと。

＜主に住宅地や道路に隣接する部分や、散策路などの利用者が想定される箇所＞

- ①倒木の恐れがある危険木や傾斜木、危険枝、掛かり木等の有無
- ②樹木等の著しい越境の有無
- ③不法占有物の有無
- ④施設損傷などの有無
- ⑤ヒグマの痕跡、ハチの巣等

＜対象地全体＞

- ⑥不法投棄物等の有無

⑦利用状況・実態等

⑧災害、事故等の有無及び土砂崩れなどの危険性や異常箇所の有無

⑨病虫獣害等（シカ、ネズミ等含む）による森林被害

⑩その他、本市に報告の必要があると思われる事項

2) シーズン前巡視

利用者が増加すると思われる春の大型連休の前に、主に危険箇所の有無等のチェックを目的に、巡視を行う。

・ 巡視時期

着手の日から当年度の春の大型連休開始日までを基本とする。残雪などの状況により、期間内での巡視が困難である場合は、担当職員と協議を行うこと。

・ 巡視方法

前記10項目を主体として行い、特に危険箇所の有無等についてよく確認すること。

3) 定期清掃巡視

特別緑地保全地区、都市環境林のうち指定した場所について、清掃の実施及び主に危険箇所や不法投棄物有無のチェックを目的に巡視を行う。

・ 巡視時期

5月から10月（月1回）

・ 清掃方法

拾い集め型清掃

・ 巡視方法

前記10項目を主体として行う。

4) 定期巡視

定期清掃巡視対象外の特別緑地保全地区、都市環境林については、主に危険箇所や不法投棄物有無のチェックを目的に巡視を行う。

・ 巡視時期

5月から10月（月1回）

・ 巡視方法

前記10項目を主体として行う。

5) 秋清掃（落葉清掃）巡視

特別緑地保全地区、都市環境林のうち指定した場所について、落ち葉清掃の実施及び主に危険箇所や不法投棄物有無のチェックを目的に巡視を行う。

・ 実施時期

落葉シーズン（11月前後に1回）

・ 清掃方法

拾い集め型清掃＋熊手やレーキ等を用いた掃き型清掃

・ 巡視方法

前記10項目を主体として行う。

6) 冬季巡視

特別緑地保全地区、都市環境林のうち指定した場所について、冬期間の利用を考慮し、主に危険箇所のチェックを目的に巡視を行う。

・ 巡視時期

12月から翌年3月（1回）を目安とするが、積雪状況等による。

・ 巡視方法

前記 10 項目に加えて、以下の 2 項目についてもチェックを行う。特に積雪に起因して発生する危険箇所の有無等についてよく確認すること。

⑪積雪状況

⑫近隣住民や道路除雪等に起因すると思われる投雪状況

(2) 草刈

草刈全般

- ・作業日程については、担当職員と協議のうえ決定することとするが、概ね以下の工程で作業できるよう準備しておくこと。

<草刈年 1 回の場所>

お盆前に完了するように、作業開始日を決めること。

<草刈年 2 回の場所>

1 回目は 6 月上旬から 7 月上旬までの期間内に完了、また、2 回目は 9 月中旬から 9 月下旬までの期間内に完了するように、それぞれ作業開始日を決めること。

- ・作業状況等（作業前・作業状況・完了）が確認できる写真を業務履行場所毎に撮影し報告すること。
- ・実施対象場所や回数については、別添する数量調書（別表 2）のとおりとし、実施範囲や集草の有無などの詳細は別添する作業平面図（別図 1）を参照のこと。なお、集草無しの箇所については、刈草の自然還元を目的とすることから、刈草の集積は行わないこと。
- ・集草有りの箇所において、特定外来生物の生育が確認される場合は、可能な限り種子をつける前に作業を行うこととするが、すでに種子をつけている場合は担当職員と協議すること。（共通仕様書公園・街路樹共通編 3-(5)を参照）
- ・散策路の草刈を実施する場合には、自然歩道等における主な散策路管理作業イメージ図（特記参考 1）を参考とすること。
- ・住宅地や道路に隣接する部分や、散策路などの利用者が想定される箇所での作業時には、「草刈作業中につき注意」の旨を示した看板を設置して利用者等に注意を促すこと。
- ・草刈区域内にあっても、貴重な植物や観賞価値のある植物等（オオウバユリなど）は刈払わないよう注意すること。
- ・作業にあたっては、特にハチや他の毒性生物等に十分注意すること。

(3) 樹木管理

1) 樹木管理全般

- ・実施対象場所については、別添する数量調書（別表 2）のとおりとし、実施範囲は別添する作業平面図（別図 1）及び担当職員が指示した箇所とする。なお、担当職員より別に指示があった場合はこの限りではない。
- ・作業時は利用者などの安全を確保したうえで作業を行うこと。
- ・作業状況等（作業前・作業状況・作業完了）が確認できる写真を撮影し報告すること。
- ・作業内容については、対応報告書（特記様式 4）で報告すること。

2) 危険木等処理

通常巡視内で処理できない危険木、枯損木、越境木等の伐採や剪定処理などを行う。

- ・特別緑地保全地区内の剪定枝や伐採木は、収集のうえ搬出・処分を基本とし、都市環境林内の剪定枝や伐採木は、自然還元することを基本とする。ただし、民地との隣接状況による美観的な配慮や、伐採木・剪定枝の発生量等によってはこの限りではなく、担当職員と事前協議を行うこと。

- ・作業内容（対象木の規格・高所作業車の使用可否・交通誘導員の必要性・搬出作業の必要性等）によって、使用する機器類や人員数が異なるため、担当職員と協議のうえ実施すること。

（４）施設管理・整備

１）施設管理・整備全般

- ・作業日程及び内容等については、担当職員と協議のうえ実施すること。
- ・実施対象場所等については、別添する数量調書（別表２）及び担当職員が指示した場所とする。
- ・作業時は利用者の安全を確保したうえで作業を行うこと。
- ・作業状況等（作業前・作業状況・作業完了）が確認できる写真を撮影し報告すること。
- ・作業内容については、対応報告書（特記様式４）で報告すること。

２）緊急時対応

通常巡視内で対応できない緊急的な施設修繕や危険回避措置、各種注意看板類設置などの突発的な作業等を行うものである。

３）各種施設等の設置・撤去

資材等の設置（撤去）を担当職員と協議のうえ実施するものである。また、資材等の撤去を伴う場合には産業廃棄物となることから、関係法令等を遵守するとともに、マニフェストの写しを提出すること（下記、「建設副産物」参照）。

（５）鳥獣対応

１）カラスの巣撤去

カラスの巣撤去については、隣接住民等への受忍限度を超える状況が確認された場合に、担当職員と協議のうえ実施することとする。

２）ハチの巣撤去

ハチの巣撤去については、休養施設や散策路、民地境界隣接部等、利用者や隣接住民などの安全確保のために止むを得ないと判断される場合に、担当職員と協議のうえ実施することとする。

（６）廃棄物処理

作業に当たっては、廃棄物処理及び清掃に関する法律などの関係法令を遵守すること。また、マニフェストの有無に関わらず、本市指定処理場への運搬・処理を実施した場合は、計量伝票（計算書兼領収書など）の写しを添付し、担当職員に提出すること。

１）一般廃棄物

発生した剪定枝や伐採木等の搬出に当たっては、札幌市ごみ資源化工場及び市内清掃工場・破碎工場へ搬入すること。

２）産業廃棄物（建設副産物・建設廃棄物）

施設管理に際して工作物の新築、改築、除去に伴い、建設副産物が発生する場合には札幌市土木工事共通仕様書に規定する事項のほか、次によるものとする。

（１）産業廃棄物管理票（マニフェスト）の扱い

受託者は、現場で発生する産業廃棄物が適正に処分されたかを処理業者等と緊密に連絡を取合いながら下記手順によりマニフェストで確認し、最終処理完了後、担当職員にＥ票（竣工時に間に合わない場合はＤ票）の写しと計量伝票の写しを提出すること。

（マニフェストの管理手順）

- ①排出事業者は、運搬車両ごと、廃棄物の処理ごとにマニフェスト（Ａ、Ｂ１、Ｂ２、Ｃ１、Ｃ２、Ｄ及びＥ票）に必要事項を記入し、収集運搬業者に交付する。

- ②収集運搬業者は、廃棄物を受け取ったすべてのマニフェストに運転者氏名を記入し、A票を排出事業者に戻す。
- ③収集運搬業者は、B1、B2、C1、C2、D及びE票を廃棄物とともに処理施設まで持参し、運搬終了日を記載して処理業者に渡す。
- ④処理業者は、B1、B2、C1、C2、D及びE票に必要事項を記入し、B1及びB2票を収集運搬業者に返す。
- ⑤収集運搬業者は、B1票を自ら保管し、運搬終了後10日以内にB2票を排出事業者へ返送する。
- ⑥処理業者は、処分終了後C1、C2、D及びE票に処分者氏名及び処分終了日を記載し、C1票を保管するとともに、C2票を処分終了後10日以内に収集運搬業者に返送する。
- ⑦処理業者は、D票を処分終了後10日以内に排出事業者へ返送する。
- ⑧処理業者は、委託を受けた廃棄物の処理残渣について廃棄物として他者に最終処分を委託する場合、当該廃棄物についての排出事業者としてマニフェスト（2次マニフェストA'～E'票）を交付する。
- ⑨処理業者は、委託した全ての廃棄物の最終処分が終了した報告（交付した2次マニフェストのE'票の返送を受けた場合）を受けた場合、E票に必要事項を記入する。
- ※処理業者は、2次マニフェストのE'票の受領の日から10日以内にE票を排出事業者へ返送する。

※マニフェストは5年間保管すること。

- (2)業務で発生する建設副産物の処理方法、処理場等への処理条件は下記のとおりとし、担当職員と事前協議のうえ決定すること。なお、変更が生じた場合は担当職員と速やかに協議を行うこと。

＜産業廃棄物及び建設副産物処理施設一覧表＞

①建設副産物／産業廃棄物（木くず）

建設副産物分類			処理施設名	施設の所在・連絡先	受入条件等
木くず	中間（破砕）	再生	城東運輸㈱	北) 拓北 6 番 692 TEL 782-8535	・受入条件等については、確認を要する。 ※燃料チップ
			札幌市ごみ資源化工場	北) 篠路町福移 153 TEL 791-6770	・長さ 2m 程度（セメント付着、タール・防腐剤類塗布物は不可） ・生木も可（土砂は落とすこと。毒性のもの草一葉は不可） ※RDF に再生
	中間	焼却	発寒清掃工場	西) 発寒 15 条 14 丁目 2-30 TEL 667-5311	・最大辺・径が 50cm 以下のもの（セメント付着、タール・C C A 防腐剤類塗布物は不可）（丸太木材等は最大径 0.2m 以下）
			駒岡清掃工場	南) 真駒内 602-30 TEL 582-9733	
			白石清掃工場	白) 東米里 2170-1 TEL 876-1710	
	中間	破砕	発寒破砕工場	西) 発寒 15 条 14 丁目 2-30 TEL 667-5311	・最大辺が 0.5～2.0m 以下のもの（セメント付着、タール・C C A 防腐剤類塗布物は不可）（丸太木材等は最大径 0.2m 以下） ・剪定枝も受入れ可能（一週間以上、乾燥させること）
			篠路破砕工場	北) 篠路町福移 153 TEL 791-2516	
			駒岡破砕工場	南) 真駒内 602-30 TEL 582-9733	

②建設副産物／産業廃棄物（アスファルトコンクリート塊・コンクリート塊）

建設副産物分類			処理施設名	施設の所在・連絡先	受入条件等	
アスファルト・コンクリート塊	中間（破砕）	再生	西堆積場	西) 発寒 10 条 14 丁目 1068 番地 3 TEL 669-1234	世紀東急工業㈱	※処理料金無料
			東堆積場	東) 東雁来 5 条 1 丁目 1 番 75 号 TEL 783-4589	東亜道路工業㈱	※再生アスファルトとして売却 ※受け入れ時間は、午前 8 時～午後 5 時 30 分とする。この時間以外の受け入れについては、いかなる場合も受け入れない。
			豊平・南堆積場	豊) 西岡 521 TEL 582-6850	道路工業㈱	

コンクリート塊 (無筋・有筋)			札幌リサイクル骨材㈱	東)中沼町 45-26 TEL 792-4087	・処理施設の選考にあたり運賃等を考慮の上決定すること。 ・分別解体により小割りしたもの(コンクリートブロックも可) ※ＲＨ入りコンクリート塊、アスファルトコンクリート塊は、札幌リサイクル骨材㈱、札幌環境資材センター、㈱松原産業でも受入可。小橋北豊㈱はＲＨ入りコンクリート塊の受入可。 ※再生砕石で売却 ※世紀東急工業㈱はストック容量 92 t 以下のため、搬入の際は事前確認すること。
			小橋北豊㈱	南)川沿 18 条 1 丁目 3 番 TEL 572-3250	
			札幌環境資材センター	手)曙 5 条 5 丁目 110 TEL 684-5488	
			㈱松原産業	白)川下 2111-3 TEL 879-6550	
			野田工業㈱	中)盤溪 365 TEL 643-1009	
			世紀東急工業㈱	西)発寒 16 条 12 丁目 1-27 TEL 669-1234	

③建設副産物／産業廃棄物（金属くず）

建設副産物分類			処理施設名	施設の所在・連絡先	受入条件等
金属くず	中間 (選別・破砕)	再生	㈱鈴木商会	西)発寒 15 条 13 丁目 (西営業所) TEL 662-2211 東)東雁来町 (東営業所) TEL 875-3540	・処理料金及び受入条件等については、各処理施設に確認を要する。 ※付着物は除去しておくこと。買い取りの場合もあり。

④建設副産物／産業廃棄物（その他）

建設副産物分類			処理施設名	施設の所在・連絡先	受入条件等
廃プラスチック類 (発泡製品)	中間 (溶融・固化)	再生	札幌第一清掃㈱	西) 発寒 10 条 12 丁目 1-1 TEL 611-9291	※再生原料として売却
			(有)タイセツ	西) 発寒 16 条 13 丁目 3-30 TEL 664-2811	
廃プラスチック類 (硬質・軟質・塩ビ)	中間 (破砕)	焼却	札幌第一清掃㈱	西) 発寒 13 条 12 丁目 1-1 TEL 611-9291	※処理後は、焼却後埋立、または再生プラスチックとして売却
			(株)公清企業	東) 中沼町 45-23 TEL 792-3770	
札幌第一清掃㈱			西) 発寒 13 条 12 丁目 1-1 TEL 611-9291		
(株)公清企業			東) 中沼町 45-23 TEL 792-3770		
がれき	最終	埋立	札幌企業産業(有)	南) 篠舞 24-1 TEL 596-3644	・コンクリートくず、軽量ブロック、レンガ、モルタル等、土砂も可
			山口処理場	手) 手稲山口 364 TEL 681-3337	・廃石綿等の受け入れにあたっては、事前に環境局環境対策課に大気汚染防止法に基づく届け出を行っておくこと
燃え殻 陶磁器 ガラス 廃石綿等 (飛散性アスベスト)					
石膏ボード	中間 (破砕)	再生	北清企業㈱	東) 北丘珠3条4丁目659-22 TEL 791-1101	・計量できる容器に入れる。(新材のみ) ・計量は10kg単位とする。 ※新築と解体、改修では料金が違うので注意 ※新築(新材)は再生・解体・改修は埋立
蛍光管類			(協)公清企業	東) 中沼町 45-23 TEL 792-3770	・電球 ・蛍光灯 ・水銀ランプ ・ナトリウムランプ(公清企業は不可) ・割らない状態で排出のこと ※蛍光灯の直管、サークル管は1本約250g ※再生原料の製造 (破砕後に金属、ガラス、水銀にそれぞれ再生)
			札幌第一清掃㈱	西) 発寒 10 条 12 丁目 1-1 TEL 611-9291	
			北清企業㈱	東) 北丘珠3条4丁目659-22 TEL 791-1101	

混合廃棄物	中間（選別）	焼却・埋立・再生	エコライン(株)	東) 東雁来 262-132 ほか TEL 874-0570	・処理料金及び受入条件等については、各処理施設に確認を要する。 ・紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、がれき、コンクリートくず、ブロック、陶磁器くず、ガラス等の混合廃棄物の選別 ※選別後は、それぞれの品目を処理できる処分業者に処理を委託し、焼却埋立及び再生	
			(株)公清企業	東)中沼町 45-23 TEL 792-3770		
			札幌第一清掃(株)	西)発寒 10 条 12 丁目 1-1 TEL 611-9291		
			丸喜運輸(株)	北) 篠路町拓北 6-785 TEL 791-1708		
			(有)丸正北海総業	白) 東米里 2506 番 2 ほか TEL 753-4913		
			北清企業(株)	北) 篠路町拓北 6 番地 591、625 TEL 791-1101		
防水材	中間・最終	埋立	角山開発(株)	江別市角山 425-14 TEL 385-2669	・アスファルト防水材は 1 m未満に切断 ・アスファルトルーフィングフェルト類は 1 m未満に切断し空隙の無い状態 ※角山開発(株)：焼却後、埋立 ※(株)協和環境サービス：直接埋立	
			(株)協和環境サービス	江別市江別太 420 TEL 391-2481		
非飛散性 アスベスト	最終		角山開発(株)	江別市角山 425-14 TEL 385-2669	・石綿含有産業廃棄物（ビニル床タイル含む） ・飛散ないように袋等に詰める	
			(株)協和環境サービス	江別市江別太 420 TEL 391-2481		
汚泥	中間		再生	オデッサ・テクノス(株)	東) 北丘珠 1 条 3 丁目 654 TEL 787-1335	・無機性の泥土、脱水ケーキ、泥水等 ・玉石交じり泥土は、(株)公清企業で処理可能 ※再生土で売却
				(株)大伸	厚) 厚別町山本 1064-72 TEL 871-2418	
		(株)公清企業		東)中沼町 45-23 TEL 792-3770		
		脱水（埋立）	(株)公清企業（エコパーク）	東)中沼町 45-23 TEL 792-3770	・有機、無機性 ・受入条件等については、確認を要する。 ※中間処理施設、最終処理（埋立等）は別事業者へ委託	

注) 産業廃棄物の処理を委託する際はマニフェスト伝票処理をする。

注) 上表は変更の可能性があるので、受託者自ら確認のうえ判断すること。

(3) 北海道循環資源利用促進税（以下「循環税」という）について

業務で発生する産業廃棄物が道内の最終処分場に直接搬入される場合または、中間処理場に搬入される場合でも、減量化・リサイクル等により残さが発生し、最終処分場に搬入される場合は、循環税が課税されるので適正に処理すること。

(7) その他

- ・業務履行場所や施設などの詳細を示す図書については、パンフレット類のほか、①敷地平面図、②施設写真台帳、③都市環境林等施設標準図（みどりの推進部備付、契約後、別途データ渡し）とし、公示用図書ではこれらの一部を参考添付することとする（①特記参考 2、②特記参考 3、③特記参考 4）。

- ・本業務でハードウッド（極難腐食性のある熱帯広葉樹の総称で比重 1.0 程度の防腐処理を必要としない木材）を使用する場合は、セランガンバツ（バンキライ・イエローバラウ）以上の耐久特性を有するものを使うこと。

【セランガンバツ材特性データ（参考）】

□比重	: 0.98g/cm3 程度	□せん断強度	: 150～300kg/cm2 程度
□曲げ強度	: 1331kg/cm2 程度	□曲げ弾性数	: 166kg/cm2 程度
□圧縮強度	: 701kg/cm2 程度	/ 林業試験場統計資料等による	

業 務 月 報

業務月報（特記様式1）

令和 年 月 日提出

現場代理人
業 務 主 任

印

業務名	
期 間	月 日 () ~ 月 日 ()

施 設 名	業 務 実 施 内 容	備 考

【今月の作業予定】

《業務主任からの連絡事項》	《現場代理人からの連絡事項》

巡 視 記 録 票

巡視場所： 特別緑地保全地区・都市環境林

巡視日時： 令和 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分

巡 視 者： _____ 天気： 晴 / くもり / 雨 / 雪

①清掃に関して

1) 拾い集め型清掃

☐有（ _____ ）

☐無

2) 不法投棄

☐有（ _____ ）

☐無

②隣接部付近に関して

1) 樹木等の著しい越境

☐有（ _____ ）

☐無

2) 危険木等

☐有（ _____ ）

☐無

3) 不法占有物等

☐有（ _____ ）

☐無

③その他

1) 利用状況

☐有（ _____ ）

☐無

2) 災害・事故等

☐有（ _____ ）

☐無

3) 備考（その他作業、病虫獣害等、気づいたこと等）

☐有

☐無

巡 視 記 録 票

巡視場所： ○×△ 特別緑地保全地区

巡視日時： 令和00年 0月00日（金） 13時15分～14時30分

巡視者： 札幌 太郎 天気： 晴 / くもり / 雨 / 雪

①清掃に関して

1) 拾い集め型清掃

■有（ ゴミの量・種類・場所など、あれば簡単に記入 ）

□無

2) 不法投棄

■有（ 投棄物の種類・量・場所・状況など、あれば簡単に記入 ）

□無

②隣接部付近に関して

1) 樹木等の著しい越境

■有（ 場所・樹種・どの程度なのかなど、あれば簡単に記入 ）

□無

2) 危険木等

■有（ 場所・樹種・どのような状況かなど、あれば簡単に記入 ）

□無

3) 不法占有物等

■有（ 場所・どのような状況かなど、あれば簡単に記入 ）

□無

③その他

1) 利用状況

■有（ 焚き火等の痕跡などもあれば記入 ）

□無

2) 災害・事故等

■有（ 野火等の痕跡や台風等被害状況などあれば記入 ）

□無

3) 備考（その他作業、病虫獣害等、気づいたこと等）

■有

草刈などの作業や、気になった点などあれば記入

□無

業務指示・協議書

業務名	特別緑地保全地区等総合維持管理業務（その1）
期 間	令和 年 月 日（ ） ～ 令和 年 月 日（ ）

指示・ 協議日	業務主任からの指示・協議内容		現場代理人からの報告・ 協議内容	承諾日
	場所	作業		

確認欄 業務主任 _____ (印)

現場代理人 _____ (印)

(例)

業務指示・協議書（特記様式3）

業務指示・協議書

業務名	特別緑地保全地区等総合維持管理業務（その1）
期 間	令和00年4月1日（日） ～ 令和00年4月30日（月）

指示・ 協議日	業務主任からの指示・協議内容		現場代理人からの報告・ 協議内容	承諾日
	場所	作業		
3日	○都市環境林	危険木等処理3人	3日実施	
5日	対象箇所	シーズン前巡視	4月16～20日に実施予定	6日
6日	○特緑	剪定	4月13～18日に実施予定	10日
25日	対象箇所	定期巡視	5月1～5日に実施予定	25日
27日	○特緑	緊急対応1人	27日実施	

確認欄 業務主任 _____ (印)

現場代理人 _____ (印)

(例)

備考

- 16 -

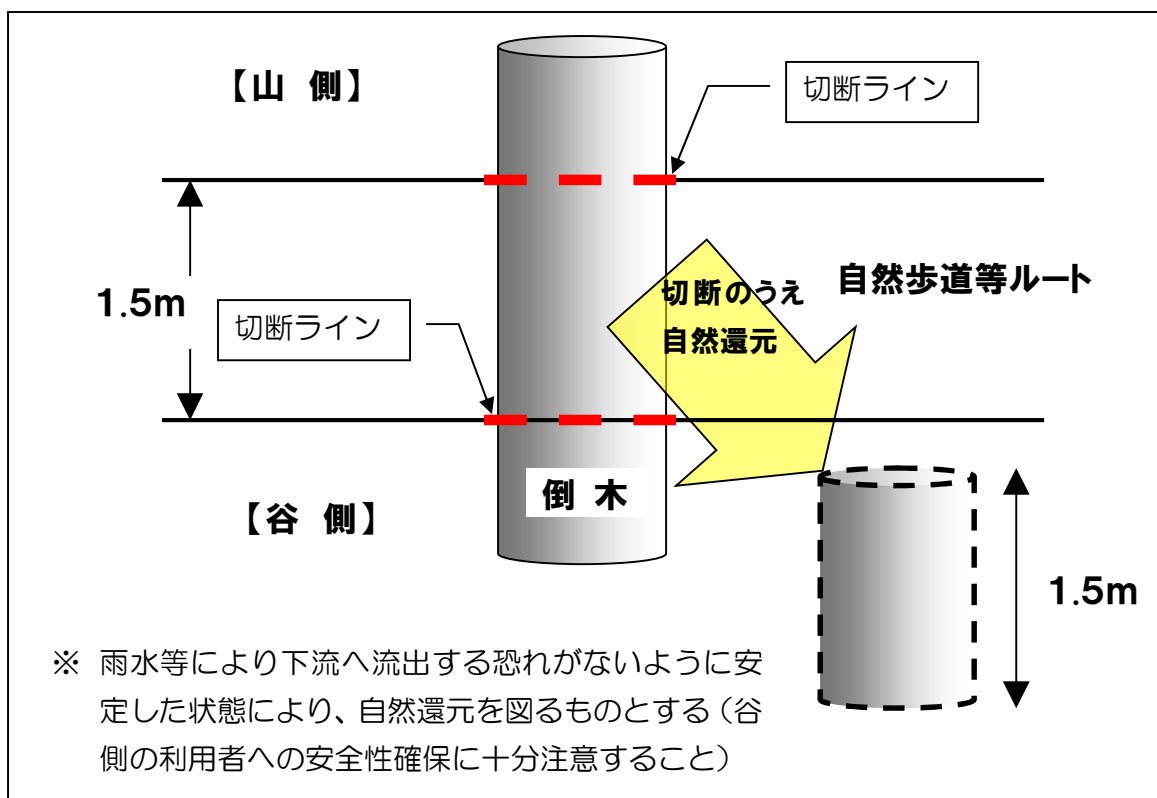
天然記念物内作業報告（特記様式6）

森林の所在場所	☐ 天然記念物「円山原始林（札幌市中央区円山）」 ☐ 天然記念物「藻岩山原始林（札幌市南区藻岩山）」 ☐ 上記以外（札幌市 区 ）
作業（行為） 実施日	令和 年 月 日（ ）
作業（行為） の内容	☐ 倒木処理 ☐ 危険木処理 ☐ 草刈 ☐ その他（ ）
使用資機材	☐ チェーンソー（型番 ） ☐ 草刈機（型番 ） ☐ その他（ ）
＜ 作業報告写真 ＞	
備 考	

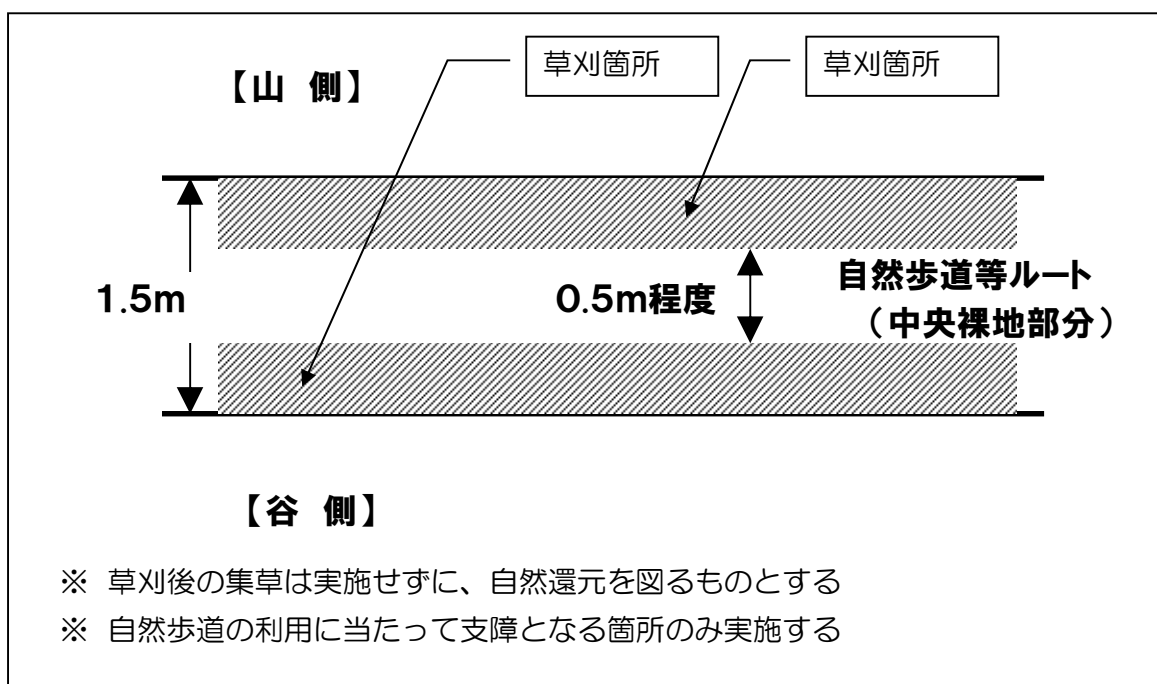
自然歩道等における主な散策路管理作業イメージ図

1 天然記念物指定区域内の場合

1-1 自然歩道等の倒木処理（イメージ）



1-2 自然歩道等の草刈（イメージ）



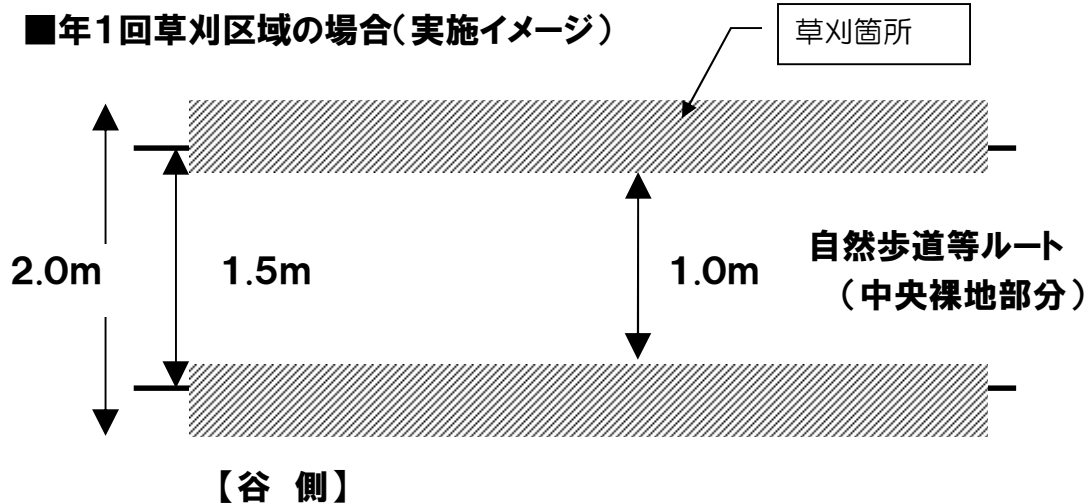
2 天然記念物指定区域外の場合

2-1 自然歩道等の倒木処理

自然歩道（幅 1.5m）の利用に支障がない管理を基本とし、天然記念物指定区域における倒木処理方法と同様とする。

2-2 自然歩道等の草刈

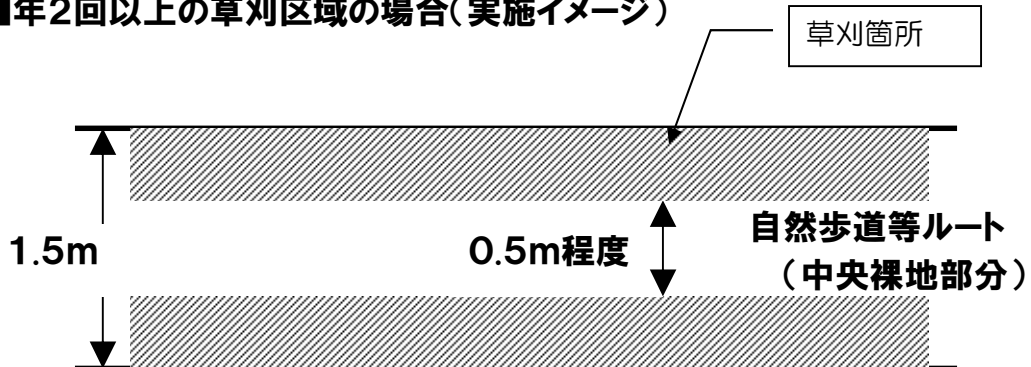
■年1回草刈区域の場合(実施イメージ)



※ 草刈後の集草は実施せずに、自然還元を図るものとする

※ 自然歩道の利用に当たって支障となる箇所のみ実施することとし、1回／年の場合は幅 2.0m 内の草刈を実施する

■年2回以上の草刈区域の場合(実施イメージ)



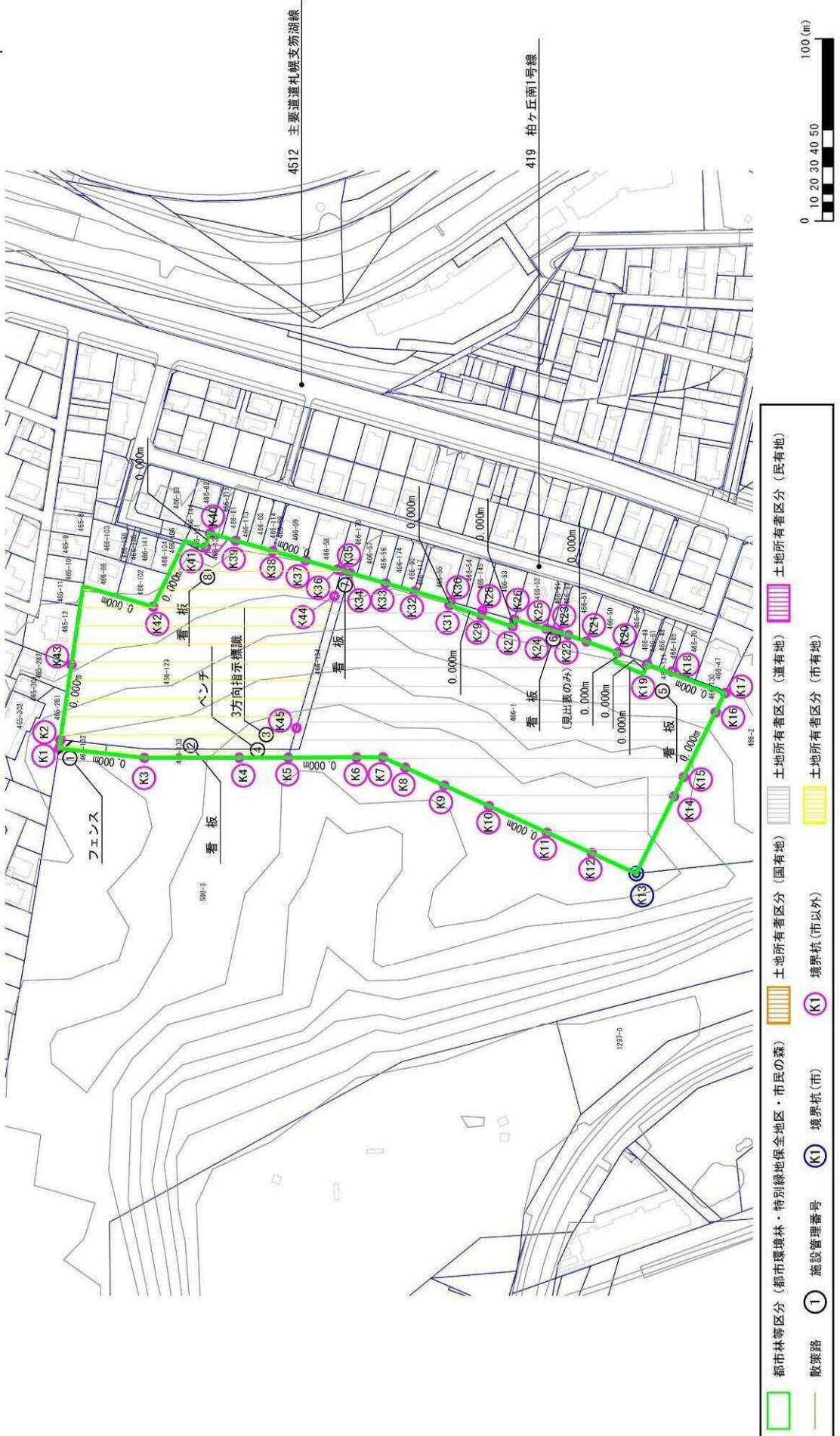
※ 草刈後の集草は実施せずに、自然還元を図るものとする

※ 自然歩道の利用に当たって支障となる箇所のみ実施することとし、2回／年以上の実施の場合は幅 1.5m 内の草刈を実施する

都市林等敷地図・都市林等施設平面図

※0～8ｾｲﾔｰ-

※0～Aレイヤー（4レイヤー除く）



縮尺	A 3 の場合 1 : 2000	所在地	南区真駒内柏丘9丁目	面積	3.6ha	番号	特緑 2	名称	柏ヶ丘特別緑地保全地区
----	------------------	-----	------------	----	-------	----	------	----	-------------



柏ヶ丘特別緑地保全地区

- 1 鋼製 番線柵 34.7 m
 <緯度:42° 59' 7", 経度:141° 20' 42">
 H×W×L34700

※ 距離0 km

土地所有者 みどりの推進部
 施設所有者 みどりの推進部
 保 安 林

柏ヶ丘特別緑地保全地区

- 2 鋼製 看板 1 基
 <緯度:42° 59' 4", 経度:141° 20' 42">
 H2300×W900×L0

※支柱60.5φ×2本足

表示面

L600×W900×D

※柏ヶ丘特別緑地保全地区

※ 距離0 km

土地所有者 みどりの推進部
 施設所有者 みどりの推進部
 保 安 林

柏ヶ丘特別緑地保全地区

- 3 木星 3方向指示標識 1 基
 <緯度:42° 59' 3", 経度:141° 20' 42">
 H1860×W1300×L40

※支柱200口

表示面

L180×W1300×D40

※ 距離0 km

土地所有者 みどりの推進部
 施設所有者 みどりの推進部
 保 安 林

柏ヶ丘特別緑地保全地区

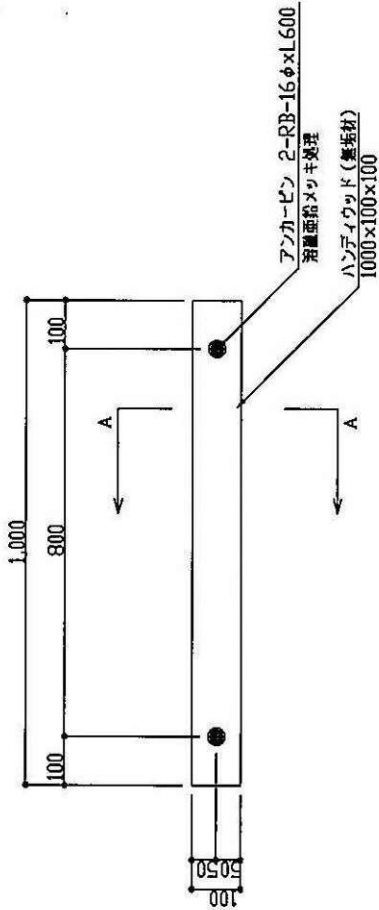
- 4 木製 ベンチ 1 基
 <緯度:42° 59' 3", 経度:141° 20' 42">
 H×W×L

※ 距離0 km

土地所有者 みどりの推進部
 施設所有者 みどりの推進部
 保 安 林

擬木階段 1 段タイプ

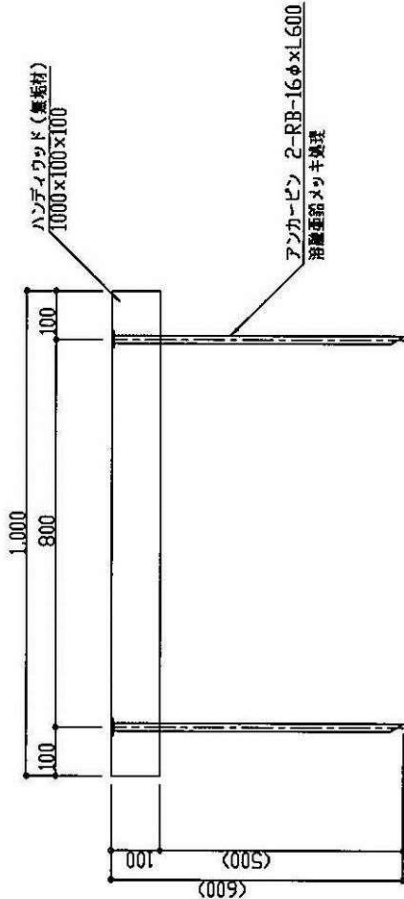
平面図 S=1:10



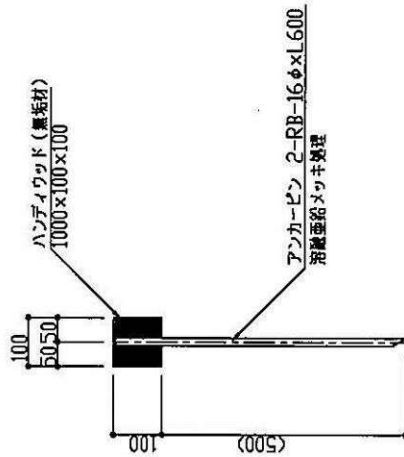
特記仕様

- ・生産物賠償責任保険加入製品とする。
- ・本資材は、木粉入り廃プラスチックリサイクル製品とする。

正面図 S=1:10



A-A断面図 S=1:10



※特記事項
色はブラウンとする。

名称	再生ブラ製木製階段（角 1 段）		
円山 R	R 1/10	R 1/10	R 1/10
環山 R			
三角山 R			

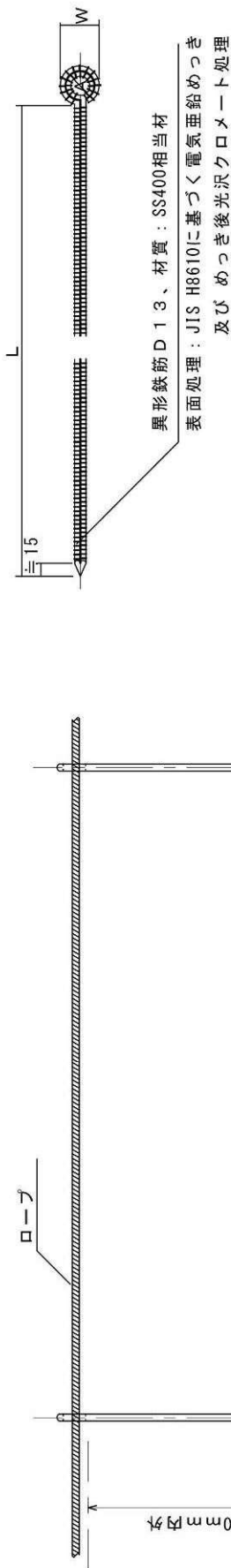
（図面縮尺 - 用紙サイズ A3）

ロープ柵 標準図

特記仕様

- ・当該標準図は参考図であり、支柱（杭）間の幅、根入れ長などについては監督員と協議のうえ設置すること。

ユニクロ異形ロープ止め		規格表	
	L	W	A
TRM-Y13901	900	50	25
TRM-Y131201	1,200	52	26
TRM-Y131501	1,500	53	26
TRM-Y131801	1,800	53	26



名称 ロープ柵 設置標準図

尺度 1/10

(図面縮尺一用紙サイズA3)

別紙

総合維持管理業務 写真管理基準 【都市環境林等】

項 目	詳 細	撮 影 項 目	提出頻度（場所）	提出頻度（回数）	備 考
巡視 清掃	巡視 （シーズン前・定期・冬季）	巡視結果が分かる写真, 異常や危険など報告が必要な箇所	全箇所	毎回	
	清掃巡視 （定期・秋）	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	全箇所	毎回	
	その他清掃 （桟・側溝・簡易トイレ等）	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	全箇所	毎回	
草刈 樹木管理	草刈	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	全箇所	毎回	
	危険木等処理	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	全箇所	毎回	
施設管理 鳥獣対応	緊急時対応	対応状況が分かる写真	全箇所	毎回	
	その他作業	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	全箇所	毎回	

○上記の基準は標準とし、必要に応じて適宜変更できるものとする。

○上記にない項目については、実情に応じて別に適宜定めるものとする。

維持管理一覧(自然緑地係全体)

緑地図 記号	No.		名 称	所 在 地	面 積 (ha)	散策路 延長 (km)	業務履行場所										公園 施設 賠償 保険	巡視 点検 距離 (km)	巡視 行程 (日)	トイ レ	施 水 飲 台	設 駐 車 場	四 阿	(参考) 庁舎～ 片道距離 (km)	備 考
							市民の森等総合維持		特別緑地 保全地区 等 (その1)	特別緑地 保全地区 等 (その2)	白旗山都市環境林ほか		八重別の 滝 周辺清掃	白旗山活用 センターほか 2施設維持管 理	木製施設 点検修繕 対象施設										
							ha	km			ha	km													
I-1	1	都- 1	旭山	中)円山西町481-1ほか	17.50	2.3			17.50						○	○	3.3	0.4				6.5	旭山記念公園に隣接 自-2に接続		
I-2	2	都- 2	盤溪	中)盤溪485-45ほか	0.05				0.05													9.6			
I-3	3	都- 3	伏見	中)伏見3丁目1888-327ほか	19.91				19.91													5.9	観光企画課の散策路あり		
I-4	4	都- 4	円山西町	中)円山西町2143-2ほか	15.77				15.77													6.7			
I-5	5	都- 5	円山西町第二	中)円山西町10丁目493-93ほか	0.18				0.18													5.7	自-11に重複		
I-6	6	都- 6	西岡	豊)西岡544-7ほか	5.14	1.13			5.14						○							12.0	西岡公園に隣接 教育委員会の天文台あり 旧市有林		
I-7	7	都- 7	有明	清)有明15-1ほか	56.45					56.45												15.6			
I-8	8	都- 8	有明第二	清)有明129-1ほか	13.99					13.99												18.2			
I-9	9	都- 9	有明おくいずみ	清)有明1ほか	5.81					5.81												15.3			
I-10	10	都- 10	有明の滝	清)有明423-1ほか	82.81	6.7				82.81	6.7			○	○	6.1	0.7	2		○	○	22.0	旧市有林 H26散策路延長修正		
I-11	11	都- 11	清田	清)有明329-1	2.82				2.82													16.7	清田南公園に隣接 H26木柵撤去		
I-12	12	都- 12	白旗山	清)有明302-9ほか	1,061.87	33.1				1,061.87	33.1		ふ・木・活	○	○	59.5	7.4	14		○	○	21.0	旧市有林 H30砂防事業売却 自-31に重複だが数量別 旧市有林、特-15に重複		
I-13	13	都- 13	川治	南)川治町1981-1ほか	2.88					2.88												10.4			
I-14	14	都- 14	北ノ沢第一	南)北ノ沢1819-1ほか	2.69				2.69													10.1			
I-15	15	都- 15	北ノ沢第二	南)北ノ沢1958-1ほか	7.34				7.34													12.8	自-21に重複、都-16に隣接		
I-16	16	都- 16	北ノ沢第三	南)北ノ沢1955-1ほか	16.13				16.13													11.4	都-15に隣接		
I-17	17	都- 17	小金湯	南)小金湯595-3ほか	1.75				1.75													23.7			
I-18	18	都- 18	澄川	南)澄川462-2ほか	88.58	3.88			88.58						○							11.7	H36から3年間買戻し (予定)		
I-19	19	都- 19	滝野よしだ	南)滝野2-1ほか	29.59	0.42				29.59					○							21.7			
I-20	20	都- 20	常盤	南)真駒内36-1ほか	38.51				38.51													17.6	旧市有林		
I-21	21	都- 21	常盤第一	南)真駒内248ほか	2.98				2.98													15.2			
I-22	22	都- 22	中ノ沢	南)中ノ沢1952-1ほか	6.04				6.04			0.262										12.7	旧市有林、自-4に重複		
I-23	23	都- 23	中ノ沢第一	南)中ノ沢1759-43ほか	30.98				30.98													10.6			
I-24	24	都- 24	藤野	南)藤野932-1	39.04				39.04													17.8			
I-25	25	都- 25	藤野野鳥の森	南)藤野710-1ほか	41.09	1.34			41.09						○							15.1	施設有、H27 面積減 買い戻しあり		
I-26	26	都- 26	真駒内第一	南)真駒内621-1ほか	0.99				0.99													11.5			
I-27	27	都- 27	真駒内第二	南)真駒内283-1ほか	12.27				12.27													17.0	H24寄付受理により微増		
I-28	28	都- 28	南沢	南)南沢1911-1ほか	19.22				19.22													12.1	旧市有林		
I-29	29	都- 29	南沢第一	南)南沢1条1丁目1824-82ほか	1.09				1.09													11.4	特-15に隣接		
	30	都- 30	南沢第二	南)南区1836-1ほか	26.47		26.47															12.4	H26から10年間買戻し (予定)		
I-30	31	都- 31	藻岩下	南)藻岩下1854-3ほか	11.13				11.13													7.5			
I-31	32	都- 32	五天山	西)平和177-5ほか	31.23	0.57			31.23						○							10.2			
I-32	33	都- 33	西野	西)西野690-1ほか	9.90		9.90								○							9.6	市-51に隣接 点検数量も市-5		
I-33	34	都- 34	西野第二	西)西野947-1ほか	4.42				4.42													11.2			
I-34	35	都- 35	山の手	西)山の手384-1ほか	49.12		49.12								○	○	4.35	0.5				6.0	自-71に一部重複		
I-35	36	都- 36	手稲丸山	手)手稲富丘307-1ほか	6.44				6.44													15.5			
I-36	37	都- 37	宮の沢	手)西宮の沢498-48ほか	6.29				6.29													12.9			
			【 都市環境林(37カ所) 】		1,766.47	49.4	85.49		61.37	371.09	1,250.52	39.8	0.262				73.25	9.0	16						
L-1	38	市- 1	盤溪	中)盤溪447-1ほか	88.2	7.2	88.2	7.2							○	○	9.95	1.2	2		○		10.0		
L-2	39	市- 2	白川	南)白川1814-1ほか	133.7	15.3	133.7	15.3							○	○	18.51	2.3	2		○	○	15.9		
L-3	40	市- 3	南沢	南)南沢1885-1ほか	20.9	3.7	20.9	3.7							○	○	4.33	0.5					13.0	H26面積減 (散策路延長修正)	
L-他	41	市- 4	豊滝	南)豊滝195-1ほか	60.0	6.8	60.0	6.8							○	○	7.68	1.0	2		○	○	23.0		
L-4	42	市- 5	西野	西)西野1006-7のうち、ほか	60.8	2.7	60.8	2.7							○	○	5.45	0.7	1				12.5	都-33に隣接 その点検数量含む	
L-5	43	市- 6	手稲本町	手)手稲本町592-11のうち、ほか	51.1	4.5	51.1	4.5							○	○	5.45	0.7					15.8	H26面積減	
			【 市民の森(6カ所) 】		414.7	40.2	414.7	40.2									51.37	6.4	7						
F-1	44	特- 1	東月寒	豊)月寒東4条18丁目	0.32				0.32							○							9.6	東月寒緑地に重複	
F-2	45	特- 2	柏ヶ丘	南)真駒内柏丘9丁目	3.55					3.55						○							10.0	藻南公園と特-24に隣接、 H26貫37㎡(トラップ敷設用)	
F-3	46	特- 3	天神山	豊)平岸2条18丁目	0.90				0.90							○							6.5		
F-4	47	特- 4	澄川	南)澄川4条7丁目	0.57				0.57							○							8.2		
F-5	48	特- 5	手稲富丘	手)富丘4条5丁目	1.22				1.22							○							14.4	富丘西公園に重複	
F-6	49	特- 6	発寒	西)発寒6条9丁目	0.44				0.44							○							10.6		
F-7	50	特- 7	平岸	豊)平岸6条10丁目	0.48				0.48							○							6.1		
F-8	51	特- 8	真駒内桜山	南)真駒内東町1丁目	0.57				0.57							○							10.1	H25隣接地返還 (告示面積変更なし)	
F-9	52	特- 9	中の沢	南)川治2条6																					

特別緑地保全地区等総合維持管理業務(その1) 履行場所一覧

No.		名 称	面積 (ha)	所 在 地
1	特－1	東月寒特別緑地保全地区	0.32	札幌市豊平区月寒東4条18丁目
2	特－3	天神山特別緑地保全地区	0.90	札幌市豊平区平岸2条18丁目
3	特－7	平岸特別緑地保全地区	0.48	札幌市豊平区平岸6条10丁目
4	特－11	清田特別緑地保全地区	2.09	札幌市清田区清田
5	特－12	清田第二特別緑地保全地区	1.09	札幌市清田区清田1条3丁目
6	特－14	月寒東特別緑地保全地区	0.99	札幌市豊平区月寒東4条19丁目
7	特－16	北野坂の上特別緑地保全地区	0.58	札幌市清田区北野3条5丁目
8	特－18	真栄特別緑地保全地区	1.29	札幌市清田区真栄5条5丁目、美しが丘5条5丁目
9	特－19	三里塚特別緑地保全地区	6.16	札幌市清田区里塚3条7丁目、里塚緑ヶ丘12丁目
10	特－20	清田真栄特別緑地保全地区(1)	4.58	札幌市清田区清田4条4丁目、5条4丁目、6条4丁目
		清田真栄特別緑地保全地区(2)		札幌市清田区真栄4条1丁目
		清田真栄特別緑地保全地区(3)		札幌市清田区清田9条3丁目、真栄6条1丁目
11	特－21	上野幌特別緑地保全地区	7.28	札幌市厚別区厚別町上野幌
12	特－23	円山西町特別緑地保全地区	0.33	札幌市中央区円山西町2丁目
13	特－25	厚別東特別緑地保全地区	1.56	札幌市厚別区厚別東5条2丁目
特別緑地保全地区合計(13地区)			27.65	
14	都－1	旭山都市環境林	17.5	札幌市中央区円山西町481-1ほか
15	都－2	盤溪都市環境林	0.05	札幌市中央区盤溪485-45ほか
16	都－3	伏見都市環境林	19.91	札幌市中央区伏見3丁目1888-347ほか
17	都－4	円山西町都市環境林	15.77	札幌市中央区円山西町2143-2ほか
18	都－5	円山西町第二都市環境林	0.18	札幌市中央区円山西町10丁目493-93ほか
19	都－6	西岡都市環境林	5.14	札幌市豊平区西岡544-7ほか
20	都－11	清田都市環境林	2.82	札幌市清田区有明329-1
都市環境林合計(7地区)			61.37	
21	他－1	伏見都市環境林隣接地	6.97	札幌市中央区伏見5丁目
22	他－2	所管緑地	0.18	札幌市中央区双子山2丁目
その他(2地区)			7.15	

業務委託費総括表

区 分	工 種	種 別	単 位	都市林(公園)	—	合計	
直接業務費	特別緑地保全 地区維持管理	巡視・清掃	1式				
		草刈	1式				
		小計	1式				
	都市環境林維 持管理	巡視・清掃	1式				
		草刈	1式				
		小計	1式				
	共通維持管理	樹木管理	1式				
		施設管理	1式				
		鳥獣対応	1式				
		廃棄物処理	1式				
		安全費	1式				
		小計	1式				
	合計		1式				
	共通仮設費	率 計 上		1式			
		合計		1式			
	純業務費			1式			
現場管理費			1式				
業務原価			1式				
一般管理費			1式				
業務価格			1式				
消費税等相当額			1式				
業務委託費			1式				

設計内訳書（金抜き）

業務番号	3001	業務名	特別緑地保全地区等総合維持管理業務（その1）	当	初	事業区分	公園緑地整備・改修
						工事区分	都市林等維持管理
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	数量	数量増減	摘要
都市林等維持管理				式	1		
特別緑地保全地区維持管理				式	1		
標準作業				式	1		
巡視・清掃				式	1		内-1号
草刈				式	1		内-2号
都市環境林維持管理				式	1		
標準作業				式	1		
巡視・清掃				式	1		内-3号
草刈				式	1		内-4号
共通維持管理				式	1		
管理（共通）				式	1		
樹木管理				式	1		内-5号

設計内訳書（金抜き）

業務番号	3001	業務名	特別緑地保全地区等総合維持管理業務（その１）	当	初	事業区分	公園緑地整備・改修
						工事区分	都市林等維持管理
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	数量	数量増減	摘要
施設管理				式	1		内-6号
鳥獣対応				式	1		内-7号
廃棄物処理				式	1		
廃棄物処理				式	1		内-8号
安全費				式	1		
交通誘導員				式	1		内-9号
直接工事費				式	1		
共通仮設費				式	1		
共通仮設費（率計上）				式	1		
純工事費				式	1		
現場管理費				式	1		
工事原価				式	1		

設計内訳書（金抜き）

業務番号	3001	業務名	特別緑地保全地区等総合維持管理業務（その１）			当 初	事業区分	共通仮設費	
							工事区分	共通仮設費	
工事区分・工種・種別・細別				規格	単位	数量	数量増減	摘要	
一般管理費等					式	1			
工事価格					式	1			
消費税等相当額					式	1			
工事費計					式	1			

一式当たり内訳書（金抜き）

第 1号内訳書	巡視・清掃				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021.11 2021.11 1.000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
シーズン前巡視（特別緑地保全地区）		巡視員1名、ライトバン運転時間3h、 5箇所／日程度	箇所	15		
定期巡視（特別緑地保全地区）		巡視員1名、ライトバン運転時間3h、 5箇所／日程度	箇所	36		
定期清掃巡視		清掃A／拾い集め型、月1回	1000m2	336		
秋清掃巡視		清掃C／秋落葉、拾い＋掃き	1000m2	9.1		
冬季巡視（特別緑地保全地区）		巡視員1名、ライトバン運転時間3h、 5箇所／日程度	箇所	15		
桧清掃（人力清掃工）		有蓋 25cm以上	箇所	2		
U型側溝清掃泥上		運搬費含む	m	423		
素掘側溝清掃泥上		運搬費含む	m	40		
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 2号内訳書	草刈				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021. 11 2021. 11 1. 000-00000002000
名 称		規 格	単 位	数 量	数量増減	摘 要
草刈N		刈払機：手刈り／95：5、急斜面；全片付け	100m2	98		
草刈O		刈払機：手刈り／95：5、急斜面；片付含まず	100m2	219		
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 3号内訳書	巡視・清掃				単価適用年月	2021.11
					歩掛適用年月	2021.11
					労務調整-超過-規制	1.000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
シーズン前巡視（都市環境林）		巡視員1名、ライトバン運転費2h、 3箇所／日程度	箇所	8		
定期巡視（都市環境林）		巡視員1名、ライトバン運転費2h、 3箇所／日程度	箇所	48		
秋清掃巡視		清掃C／秋落葉、拾い＋掃き	1000m2	1.5		
冬季巡視（都市環境林）		巡視員1名、ライトバン運転費2h、 3箇所／日程度	箇所	8		
素掘側溝清掃泥上		運搬費含む	m	35		
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

[illegible]

一式当たり内訳書（金抜き）

第 5号内訳書	樹木管理				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021. 11 2021. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
危険木等処理		3人／組（造園工1名、普通作業員2名）、 チェンソー稼働0.5日、ライトバン運転時間1h	日	20		
危険木等処理		4人／組（造園工2名、普通作業員2名）、 チェンソー稼働0.5日、ライトバン運転時間1h	日	10		
高所作業車運転費		12m級、特殊運転手含む	日	2		
高所作業車運転費		18～18.5m級、特殊運転手含む	日	2		
高所作業車運転費		22～23m級、特殊運転手含む	日	1		
高所作業車運転費		27m級、特殊運転手含む	日	1		
高木特殊剪定及び伐採 A		クライマー1名、グランドワーカー1名、クライマー補助1名、装備損料込み	日	1		
高木特殊剪定及び伐採 B		クライマー2名、グランドワーカー2名、クライマー補助1名、装備損料込み	日	1		
トラッククレーン4.9 t 吊		オペレーター付き	日	1		
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 6号内訳書	施設管理				単価適用年月	2021.11
					歩掛適用年月	2021.11
					労務調整-超過-規制	1.000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
緊急時対応		作業員1名（造園工1名）、 ライトバン運転時間1h	日	8		
緊急時対応		作業員2名（造園工1名, 普通作業員1名） ライトバン運転時間1h	日	5		
ロープ柵設置A		エクロ異形ロープ 止め(丸型)、1.5m/スパン 鉄/エクロメッキ、質量0.47kg、径φ9mm、首下長900mm マルチフィラメント10mm、3ヨリ、12.3kg/200m	m	1		
ロープ柵設置B		エクロ異形ロープ 止め(丸型)、1.5m/スパン 鉄/エクロメッキ、質量1.27kg、径φ13mm、首下長1,200mm マルチフィラメント10mm、3ヨリ、12.3kg/200m	m	1		
ロープ柵設置C		エクロ異形ロープ 止め(丸型)、1.5m/スパン 鉄/エクロメッキ、質量1.56kg、径φ13mm、首下長1,500mm マルチフィラメント10mm、3ヨリ、12.3kg/200m	m	20		
植生土のう積工		芝草類 60cm×40cm 現地採取土使用（200枚/10m2）	m2	1		
土のう積		62×48cm、現地採取土使用（170枚／10㎡）	㎡	1		
簡易看板A		木杭1本（L=1.8m）支柱：看板支給	基	1		
簡易看板B		木杭2本（L=1.8m）支柱：看板支給	基	1		
外柵設置N（単管パイプ柵）		H=1.0m、W=1.5m、控柱間隔3.0m	m	1		
再生木材（プラ擬木）角階段設置		□100×1000(アンカー)2本含む）、10.0kg/段 材料費・設置・撤去費（土工含む）	段	1		
設置・撤去資材（階段等） 人力運搬		傾斜運搬補正有 ※単位＝重量(t)×距離(km)	t・km	0.014		

一式当たり内訳書（金抜き）

第 6号内訳書	施設管理				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021.11 2021.11 1.000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
人力床掘り		土砂現場制約あり	m 3	1		
現場内敷均しA		現場制約あり、土砂、締固なし	m3	1		
人力除雪工			m3	1		
スノーポール設置撤去		反射テープ3段φ38アルミ製	本	1		
耐雪型ネットフェンス（ひし形金網）		網目56×56 h180 支間長150cm 控無（メッキ+塗装）	m	44		
ネットフェンス設置費		H180型(W1.5)	m	44		
ネットフェンス基礎		PC300×300×400 69kg	箇所	29		
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 7号内訳書					単価適用年月	2021. 11
					歩掛適用年月	2021. 11
					労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
カラスの巣撤去A		人力				
			箇所	1		
カラスの巣撤去B		高所作業車12m				
			箇所	1		
カラスの巣撤去C		高所作業車18m				
			箇所	1		
カラスの巣撤去D		高所作業車22m				
			箇所	1		
ハチの巣撤去						
			箇所	1		
薬剤散布B		防除・除去剤、購入品				
			10L	1		
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 8号内訳書	廃棄物処理	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制		2021. 11 2021. 11 1. 000-00000002000	
名 称	規 格	単 位	数 量	数量増減	摘 要
処理費（事業系一般廃棄物） ）木くず処理	札幌市各清掃・破砕工場（焼却・破砕）（全ての間接費対象外）	t	10		
処理費（事業系一般廃棄物） ）木くず再生	札幌市ごみ資源化工場（剪定枝等）（全ての間接費対象外）	t	5		
処理費（産業廃棄物）木くず処理	札幌市各清掃・破砕工場（焼却・破砕）（木製品等）	t	0. 004		
2 tトラック運搬	剪定枝等・木製品等 北海道運輸局 距離制運賃表	台	10		
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

[illegible]

特別緑地保全地区等総合維持管理業務(その1) 数量調書

別表-02-1

名称等			シーズン 前巡視	定期巡視 (5-10月)	定期清掃巡視 (5-10月)			落ち葉清掃			冬季巡視	草刈り 芝刈機・全片付け			草刈り 芝刈機・片付けなし			樹 清 掃	清 側 掃 溝	側 掘 り	そ の 他
			回(箇所)	回(箇所)	面積	回数	TOTAL面積	面積	回数	TOTAL面積	回(箇所)	面積	回数	TOTAL面積	面積	回数	TOTAL面積	基	m		
特別緑地 保全地区 対象箇所 15	1	東月寒	1 回	6 回	-			-			1 回	-			-						東月寒緑地に重複
	2	天神山	1 回	6 回	-			-			1 回	-			-						民有地につき地権者管理、天神山緑地隣接
	3	平岸	1 回	0 回	4,500	6	27,000 m ²	0	0	0 m ²	1 回	300	2	600 m ²	1,325	2	2,650 m ²				羊ヶ丘通側草刈追加
	4	清田	1 回	6 回	-			-			1 回	-			-						清田南公園に重複
	5	清田第二	1 回	6 回	-			-			1 回	-			-						清田緑地に重複
	6	月寒東	1 回	0 回	9,500	6	57,000 m ²	0	0	0 m ²	1 回	0	0	0 m ²	2,325	2	4,650 m ²	1		40	浸透枿清掃・素掘側溝清掃40m
	7	北野坂の上	1 回	0 回	5,500	6	33,000 m ²	0	0	0 m ²	1 回	0	0	0 m ²	1,900	2	3,800 m ²				
	8	真栄	1 回	6 回	3,500	6	21,000 m ²	0	0	0 m ²	1 回	0	0	0 m ²	625	2	1,250 m ²				真栄東公園に一部重複
	9	三里塚	1 回	0 回	19,000	6	114,000 m ²	0	0	0 m ²	1 回	0	0	0 m ²	2,225	2	4,450 m ²				東部緑地に隣接
	10	清田真栄(1)	1 回	0 回	2,550	6	15,300 m ²	5,100	1	5,100 m ²	1 回	2,550	2	5,100 m ²	0	0	0 m ²				草刈片付けあり
		清田真栄(2)	1 回	0 回	2,000	6	12,000 m ²	4,000	1	4,000 m ²	1 回	2,000	2	4,000 m ²	0	0	0 m ²		400		側溝清掃400m
		清田真栄(3)	1 回	0 回	3,500	6	21,000 m ²	0	0	0 m ²	1 回	50	2	100 m ²	0	0	0 m ²				真栄西公園に隣接
	11	上野幌	1 回	6 回	-			-			1 回	0	0	0 m ²	1,280	2	2,560 m ²				東部緑地に隣接
	12	円山西町	1 回	0 回	3,000	6	18,000 m ²	0	0	0 m ²	1 回	0	0	0 m ²	108	2	216 m ²	1	23		柵1力所、側溝清掃23m
	13	厚別東	1 回	0 回	3,000	6	18,000 m ²	0	0	0 m ²	1 回	0	0	0 m ²	1,200	2	2,400 m ²				
小 計			15 回	36 回	336,300 m ²			9,100 m ²			15 回	9,800 m ²			21,976 m ²			2	423	40	
設 計 値			15 回	36 回	336,000 m ²			9,100 m ²			15 回	9,800 m ²			21,900 m ²			2	423	40	

特別緑地保全地区等総合維持管理業務(その1) 数量調書

別表-02-2

名称等			シーズン 前巡視	定期巡視 (5-10月)	定期清掃巡視 (5-10月)			落ち葉清掃			冬季巡視	草刈り芝刈機・全片付け			草刈り芝刈機・片付けなし					素掘り 側溝	そ の 他
			回(箇所)	回(箇所)	面積	回数	TOTAL面積	面積	回数	TOTAL面積	回(箇所)	面積	回数	TOTAL面積	面積	回数	TOTAL面積			m	
都市 環境林等 対象箇所 8	14	旭山	1 回	6 回	-			-			1 回	-			2,700	2	5,400 m ²				旭山記念公園に隣接 自然歩道藻岩山ルートに接続
	15	盤溪	0 回	0 回							0 回				0	0	0 m ²				
	16	伏見	1 回	6 回							1 回				0	0	0 m ²				
	17	円山西町	1 回	6 回							1 回				0	0	0 m ²				
	18	円山西町第二	1 回	6 回							1 回				350	2	700 m ²			35	素掘側溝清掃35m、自然歩道円山ルートが横断 西岡公園に隣接
	19	西岡	1 回	6 回							1 回				1,500	2	3,000 m ²				
	20	清田	1 回	6 回							1 回				700	2	1,400 m ²				
	21	伏見隣接地	1 回	6 回	-			1,500	1	1,500 m ²	1 回	-			5,300	2	10,600 m ²				
	22	所管緑地	1 回	6 回	-			-			1 回	-			0	0	0 m ²				
小 計			8 回	48 回	0 m ²			1,500 m ²			8 回	0 m ²			21,100 m ²						
設 計 値			8 回	48 回	0 m ²			1,500 m ²			8 回	0 m ²			21,100 m ²					35	

■ 人力運搬 算出調書 (重量(t)×運搬距離(km))

① 設置資材

	資材名称	規格		重 量	数 量	運搬距離	重量(t)×運搬距離 (km)
不特定	再生木材(ブラ擬木)角階段	□100×L1,000、アンカーピン2本		10.0 kg /段	1 段	1.0 km	0.010 t・km
							0.010 t・km

1 段
10.0 kg
0.010 t

設置時トラック運搬重量

② 撤去資材

撤去比重 0.4 の場合

	資材名称	規格	撤去材積	重 量	数 量	運搬距離	重量(t)×運搬距離 (km)
不特定	木製階段	□100×L1,000	0.01 m3	4.00 kg /段	1 段	1.0 km	0.004 t・km
							0.004 t・km

1 段
4.00 kg
0.004 t

撤去時トラック運搬重量=産廃重量

設置・撤去資材人力運搬 0.014 t・km